



ペットを飼うことを簡単に考えていませんか？
飼う以上、飼い主には責任が生じます！



犬や猫は、ルールを守って飼いましょう！

村では、「ふん尿が放置されて困っている」「敷地内に入ってふん尿をして困る」など、犬や猫によるトラブルが後を絶ちません。飼い主の方は、飼い主としての責任とマナーを今一度見直し、他人に迷惑をかけることのないようにしましょう。

くさい！汚い！ふん尿被害に困っています！！

ペットのふん尿を放置しないで！！

愛犬が散歩中にふんをしたときは、必ず持ち帰りましょう。ペットのふんには、人の健康に害を及ぼす病原菌が含まれている場合があります、放置されていると、とても不衛生です。また、悪臭の原因にもなってしまいます。ペットを連れて散歩や外出する場合は、シャベルやビニール袋などを用意しましょう。



他人の敷地に侵入！住み着いたり、家や車に傷を付けてしまうことも！

犬・猫を放し飼いにしないで！！

ペットを放し飼いにすることは、法律で禁止されています。外出時には、犬はもちろん、猫やその他のペットにも必ずリードを付けるようにしましょう。

また、猫に関しては屋内で飼うことが「茨城県動物の愛護及び管理に関する条例」で、努力義務として規定されています。扉や窓を開けるときなど、猫が外に出てしまわないように気を付けましょう。

猫を屋外で飼うと、子猫などが隣家の敷地に入り込んだり、他人の家の壁などに傷を付けたりとすることがあります。このような猫の行為に対する苦情が、村に多数寄せられています。こうした苦情を未然に防ぐためにも、飼い主の方は今一度、飼い方を見直しましょう。



不幸な命が増えることにも！

野良猫に餌を与えないで！！

猫は縄張り意識が強く、待ち伏せ型の狩りをする動物です。餌が捕れた(もらえた)場所に強く執着し、住み着いてしまうことがあります。餌付けされた猫が近所に迷惑をかけた場合、その程度がひどいときは、裁判によって損害賠償を請求されることもあります。また、餌をあげることにより、野良猫の栄養状態が良くなり子猫が生まれてきてしまいます。不幸な命を増やさないためにも、無責任な行動をしないようにしましょう。



【犬を飼っている方へ】犬の登録・狂犬病予防注射をしましょう！！

生後91日以上の子犬には、犬の登録(生涯1度)と狂犬病予防注射(年に1度)が義務付けられています。犬の登録および狂犬病予防注射がまだ済んでいない方は、早めに行いましょう。

また、春先は引っ越しの多い季節です。引っ越しをする場合は、引っ越し先の市町村で、犬の所有者住所等変更届の提出をお願いします。



【問い合わせ】環境政策課生活環境保全担当(☎282-1711 内線1451)、茨城県動物指導センター(☎0296-72-1200)